

会 議 録

会議の名称		令和3年度第1回認知症初期集中支援チーム検討委員会		
開催日時		令和3年(2021年)10月1日(金)		
開催場所		書面会議により実施		
事務局(担当課)		福祉部地域包括支援課		
出席者	委員	飯岡幸夫委員、大河原純也委員、馬上雅也委員、山倉敏之委員、 江湖山さおり委員、飯島由美子委員、坂本禎子委員、村野紡子委員、 岩本美香委員、山田直人委員、佐藤達子委員、矢口義浩委員、 小又京子委員		
	その他			
	事務局	地域包括支援課：会田課長 飯島課長補佐 風見保健師長 坂本保健係長		
公開・非公開の別		■公開 □非公開 □一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由		台風による書面会議への変更のため、傍聴不可。		
議題		(1) 認知症初期集中支援チームの活動について (2) つくば市認知症施策について		
会議次第	1 議題	(1) 認知症初期集中支援チームの活動について (2) つくば市認知症施策について		
	2 会議資料			
	資料1	令和3年度第1回つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会 次第		
	資料2	つくば市認知症初期集中支援チーム 検討委員会委員		
	資料3	つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会開催要項		
	資料4	つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会開催要項(新旧対照表)		
	資料5	つくば市認知症初期集中支援チーム実績報告		
	資料6	令和3年度第1回認知症初期集中支援チーム検討委員会 事業評価について		
	資料7	令和2年度北部認知症初期集中支援チーム ケース概要一覧		
	資料8	令和2年度南部認知症初期集中支援チーム ケース概要一覧		
資料9	令和3年度北部認知症初期集中支援チーム ケース概要一覧			
資料10	令和3年度南部認知症初期集中支援チーム ケース概要一覧			

	<p>書面により、委員から以下のとおり御意見をいただきました。</p> <p>(1) 認知症初期集中支援チームの活動について</p> <p>1 認知症初期集中支援チームは適正に活動しているか</p> <table border="1"> <tr> <td>適正</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>おおむね適正</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>どちらでもない</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>あまり適正ではない</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>適正ではない</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13名</td> </tr> </table> <p>(合計：13名回答)</p> <p>2 認知症初期集中支援チームの活動についてのご意見やご質問について</p>	適正	13名	おおむね適正	0名	どちらでもない	0名	あまり適正ではない	0名	適正ではない	0名	合計	13名
適正	13名												
おおむね適正	0名												
どちらでもない	0名												
あまり適正ではない	0名												
適正ではない	0名												
合計	13名												
委員	<p>各地域包括支援センターに1名ずつ認知症地域支援推進員を配置、とてもよかったことだと思います。現時点で推進員が初期集中支援チームにつながったケースはどのくらいありますかでしょうか？</p>												
事務局	<p>令和3年10月1日現在で、認知症地域支援推進員から認知症初期集中支援チームにつながった件数は、以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度新規件数</th> <th>推進員からの件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部チーム</td> <td>4件</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>南部チーム</td> <td>6件</td> <td>5件</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度新規件数	推進員からの件数	北部チーム	4件	4件	南部チーム	6件	5件			
	令和3年度新規件数	推進員からの件数											
北部チーム	4件	4件											
南部チーム	6件	5件											
委員	<p>本人、家族介護者に係わることの大変さを文章から拝察されます。今後も支援チームの力をいかに発揮してほしいと思います。</p>												
事務局	<p>認知症初期集中支援チームに対応するケースは、支援に苦慮するケースも多々ありますが、複数の専門職が支援にかかわる特性を生かして今後も活動していきたいと思います。</p>												
委員	<p>コロナ禍の大変な時期ではありましたが、訪問や電話連絡での対応で支援につながられたケースも多く感じました。全体の地域から見ると同居家族のいる割合が多いようですが、南部地域は独居の方が多く、周囲の方や別居家族等が早く気づける対策が必要と感じました。また今更ですが・・・認知症で困った方が相談する窓口は包括支援センターで、その後情報収集で対象となれば初期集中支援チームへつなぐ流れとなるのでしょうか？</p>												

事務局	御指摘の通り、認知症に関する相談は、主に地域包括支援センターで受付けており、その中で認知症初期集中支援チームでの支援が望ましいと判断されたケースを支援しています。
委員	拒否をされる方が多いと思いますが、その中でも少しでも次のステップ（介護サービス等）へつなげられている事はとても良いと思います。
事務局	今後もケースの状況に応じて、より適切な支援につながるような活動を心がけて支援していきたいと思います。
委員	コロナ禍での活動大変と思いますが、引き続き宜しくお願いします。
事務局	新型コロナウイルス感染拡大により、訪問や面接の調整が困難な場合もありますが、今後も丁寧な活動を行っていきます。
委員	老婆心ながら介護保険未申請及び介護サービス利用無しで活動終了となったその後の様子に不安を覚えます。 指導を終えたアフターケアは何があるのでしょうか。
事務局	認知症初期集中支援チームの活動は、おおむね6か月の集中的な支援を行い、終了後は適した引継ぎ先に引き継いでおります。介護サービスが導入できなかった場合でも、地域包括支援センターに引き継ぎ支援を継続しております。
委員	対象者の傾向として、認知症が悪化し、受診拒否や必要なサービスの利用拒否などにより対応に苦慮した家族からの相談が多いですが、支援の中での障壁や問題点などは何かございますか。（支援チームの協働関係機関として、地域の一機関として、予防的観点も含めて日頃から取り組むべき点などを検討していければと考えます。）
事務局	認知症の支援での課題として、本人や家族が認知症に対する正しい理解が不足していることで対応が遅れたり、本人のBPSDを悪化させたりするケースが多いことが挙げられます。認知症に関する正しい知識の普及が重要であると感じております。
委員	今後もできる限り、オンライン会議が良いと思います。
事務局	新型コロナウイルス感染拡大の状況を確認しながら、開催方法を検討したいと思います。

委員	<p>(2) つくば市認知症施策について</p> <p>つくば市で配置した認知症地域支援推進員の専門職種と、またその方々の研修派遣から配置決定までのプロセスを参考までに教えていただければと存じます。</p>
事務局	<p>令和3年度に配置している地域支援推進員は、8名（地域包括支援課2名、各地域包括支援センターに1名ずつ）で、職種は、保健師2名、主任介護支援専門員4名、看護師2名です。各地域包括支援センターから認知症地域支援推進員候補者を1名ずつ推薦していただき、認知症地域支援推進員新任研修未受講者は年度内に予定されていた研修を受講しました。</p>
委員	<p>認知症の人の生活環境状況は、見過ごすことにより本人を含む家族関係は悪化することがあり、早期発見が必要です。民生委員さんの情報提供力に期待したいと思います。</p>
事務局	<p>民生委員の皆様から寄せられた情報から、地域包括支援センターや認知症初期集中支援チームの支援につながったケースも多くあります。今後も民生委員の皆様との連携を大切に活動していきたいと思います。</p>
委員	<p>認知症は早期発見し、対応ができるよう認知症についての知識や関わり方についての啓蒙活動が進められると良いかと思います。（コロナが少し落ち着いてきているので地域毎にでもできるといいです</p>
事務局	<p>新型コロナウイルス感染拡大により認知症サポーター養成講座や認知症に関する研修会などが中止されることも多くありました。今後は啓蒙活動の方法についても認知症地域支援推進と協議しより効果的な活動につなげていきたいと思います。</p>
委員	<p>居住環境に差が大きいつくば市では対応が多種多様になると思います。支援チームの皆さまの活動に感謝致します。私達民生委員にも出来ることはご指示下さい。パンフレットも見やすく出来ていると思います。</p>
事務局	<p>普段から民生委員の皆様には、認知症をはじめとする多くの活動にご協力いただいております。深く感謝しております。今後も引き続き御協力いただきますようお願いいたします。</p>
委員	<p>認知症の普及啓発について「認知症サポーター養成講座」等で、市民への普及啓発は進んでいると思いますが、相談窓口がわからない市民が多いように感じています。チームの活動と共に、相談窓口の周知にも取り組んでいただければと思います。</p>

事務局	<p>認知症の早期発見と早期対応のためにも、相談窓口の周知は重要だと感じております。相談窓口の周知にもより一層取り組んでまいります。</p>
委員	<p>今年度から地域包括支援センターにも認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中チームで支援するケースの抽出をふまえた活動を予定されているとのことで、地域課題の共有や認知症初期の支援については今後ともぜひ連携させいただければと思います。</p>
事務局	<p>認知症地域支援推進員の活動を通して、地域課題をより明確にして地域の実情に応じた対策に検討していきたいと考えております。また、認知症の方の支援では、様々な関係機関の連携が重要です。今後も様々な関係機関と協力しながら活動していきたいと思っております。</p>

令和3年度第1回つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会 次第

日時：令和3年（2021年）10月1日（金）

午後6時30分から

場所：つくば市役所2階 会議室201

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

（1）つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員の変更について

（2）認知症初期集中支援チーム検討委員会開催要項 改正について

（3）つくば市認知症初期集中支援チーム活動実績報告について

4 質疑応答

5 その他

配布資料一覧

- 資料 1 令和 3 年度第 1 回つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会 次第
- 資料 2 つくば市認知症初期集中支援チーム 検討委員会委員
- 資料 3 つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会開催要項
- 資料 4 つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会開催要項（新旧対照表）
- 資料 5 つくば市認知症初期集中支援チーム実績報告
- 資料 6 令和 3 年度第 1 回認知症初期集中支援チーム検討委員会
事業評価について
- 資料 7 令和 2 年度北部認知症初期集中支援チーム ケース概要一覧
- 資料 8 令和 2 年度南部認知症初期集中支援チーム ケース概要一覧
- 資料 9 令和 3 年度北部認知症初期集中支援チーム ケース概要一覧
- 資料 10 令和 3 年度南部認知症初期集中支援チーム ケース概要一覧

つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会委員

	氏名	所属団体
1	飯岡 幸夫	つくば市医師会
2	大河原 純也	つくば市歯科医師会
3	馬上 雅光	つくば薬剤師会
4	山倉 敏之	茨城県リハビリテーション専門職協会
5	江湖山 さおり	筑波大学附属病院認知症疾患医療センター
6	飯島 由美子	医療法人社団つくば健仁会とよさと病院 認知症疾患医療センター
7	坂本 禎子	公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部
8	村野 紡子	つくば市居宅介護支援事業所連絡会
9	岩本 美香	茨城県訪問看護ステーション協議会
10	山田 直人	つくば市地域密着型サービス連絡会
11	佐藤 達子	つくば市民生委員児童委員協議会
12	矢口 義浩	茨城県つくば保健所
13	小又 京子	つくば市社会福祉協議会

つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会開催要項

(開催)

第1条 市長は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号に定める認知症総合支援事業に基づき配置する認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、学識経験のある者の参集を求め、つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関する技術的又は専門的事項について検討する。

- (1) 支援チームの活動状況に関すること。
- (2) 支援チームの認知症支援における総合的な調整に関すること。
- (3) その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者から、市長が選任した者13人以内をもって構成する。

- (1) 医療・保健・福祉に携わる職能団体に所属する者
- (2) 医療・保健・福祉以外の地域の社会資源や地域における相談事業等を担う関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、認知症ケアに関する学識経験者

(会長)

第4条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、公開とする。ただし、会長は、つくば市情報公開条例第5条の規定に該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合は、当会議の全部又は一部を公開しないこととすることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(映像等の送受信による通話の方法による会議)

第6条 会長は、委員の全部又は一部について、会議を開催する場所に参集することが困難であると認めるときは、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「映像等の送受信による通話の方法」という。）により、会議を開催することができる。ただし、つくば市附属機関の会議及び会議等の公開に関する条例（平成29年つくば市条例第35号）第4条の規定により、会議の全部又は一部を非公開とする場合は、この限りでない。

2 会長は、映像等の送受信による通話の方法により会議を開催する場合には、会議を開催する場所に参集する委員を除き、当該会議に参加する場所として相当と認める場所を、委員ごとに指定するものとする。

3 委員が映像等の送受信による通話の方法により会議に参加したときは、当該委員は、会議へ出席したものとみなす。

4 映像等の送受信による通話の方法による会議への参加に伴い生じる通信費その他の費用は、各委員の負担とする。

(書面等による会議開催の特例)

第7条 会議の招集が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

2 前項に規定する書面による意見聴取を行った委員は、当該会議の出席委員とする。

(開催期間)

第8条 委員会は、状況に応じて年に3回程度開催する。

(任期)

第9条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

(秘密保持)

第10条 委員は、検討委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、福祉部地域包括支援課において処理する。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会開催要項（新旧対照表）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会開催要項 (開催)</p> <p>第1条 市長は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号に定める認知症総合支援事業に基づき配置する認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、学識経験のある者の参集を求め、つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。</p> <p>（検討事項）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項に関する技術的又は専門的事項について検討する。</p> <p>(1) 支援チームの活動状況に関すること。</p> <p>(2) 支援チームの認知症支援における総合的な調整に関すること。</p> <p>(3) その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。</p> <p>（構成）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる者から、市長が選任した者13人以内をもって構成する。</p> <p>(1) 医療・保健・福祉に携わる職能団体に所属する者</p> <p>(2) 医療・保健・福祉以外の地域の社会資源や地域における相談事業等を担う関係者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、認知症ケアに関する学識経験者</p> <p>（会長）</p>	<p style="text-align: center;">つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会開催要項 (開催)</p> <p>第1条 市長は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号に定める認知症総合支援事業に基づき配置する認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、学識経験のある者の参集を求め、つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。</p> <p>（検討事項）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項に関する技術的又は専門的事項について検討する。</p> <p>(1) 支援チームの活動状況に関すること。</p> <p>(2) 支援チームの認知症支援における総合的な調整に関すること。</p> <p>(3) その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。</p> <p>（構成）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる者から、市長が選任した者13人以内をもって構成する。</p> <p>(1) 医療・保健・福祉に携わる職能団体に所属する者</p> <p>(2) 医療・保健・福祉以外の地域の社会資源や地域における相談事業等を担う関係者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、認知症ケアに関する学識経験者</p> <p>（会長）</p>

参加する場所として相当と認める場所を、委員ごとに指定するものとする。

3 委員が映像等の送受信による通話の方法により会議に参加したときは、当該委員は、会議へ出席したものとみなす。

4 映像等の送受信による通話の方法による会議への参加に伴い生じる通信費その他の費用は、各委員の負担とする。

(書面等による会議開催の特例)

第7条 会議の招集が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

2 前項に規定する書面による意見聴取を行った委員は、当該会議の出席委員とする。

(開催期間)

第8条 委員会は、状況に応じて年に3回程度開催する。

(任期)

第9条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

(秘密保持)

第10条 委員は、検討委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、福祉部地域包括支援課において処理す

(開催期間)

第5条 委員会は、状況に応じて年に3回程度開催する。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

(秘密保持)

第7条 委員は、検討委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部地域包括支援課において処理す

る。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

る。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

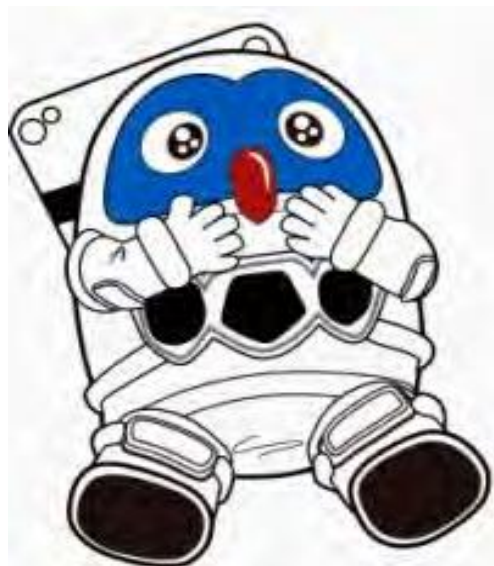
附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

令和3年度第1回つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会

つくば市認知症初期集中支援チーム実績報告



令和3年(2021年)10月1日(金)
午後6時30分から
つくば市福祉部地域包括支援課

検討委員会の役割

認知症初期集中支援チームの活動評価とその他認知症施策に対する意見

- ①検討委員会では、初期集中支援チームが行う業務の評価を行って意見を述べ、適正、公正かつ中立な運営の確保を目指す。
- ②評価結果を次年度の事業に反映したり、よい取組みを他の地域包括支援センターや関係機関に拡大したり、各機関に必要な支援を提言および実施したりする。
- ③市町村が地域包括支援センターに提示した業務の実施方針に基づいて、必要な基準を作成したうえで評価し、不十分な点などがあれば、その改善の方策を探る。

認知症初期集中支援チームとは

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的(おおむね6ヶ月)に行い、自立生活のサポートを行うチーム



認知症初期集中支援チームの対象者

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する人

◆医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人

(ア)認知症疾患の臨床診断を受けていない人

(イ)継続的な医療サービスを受けていない人

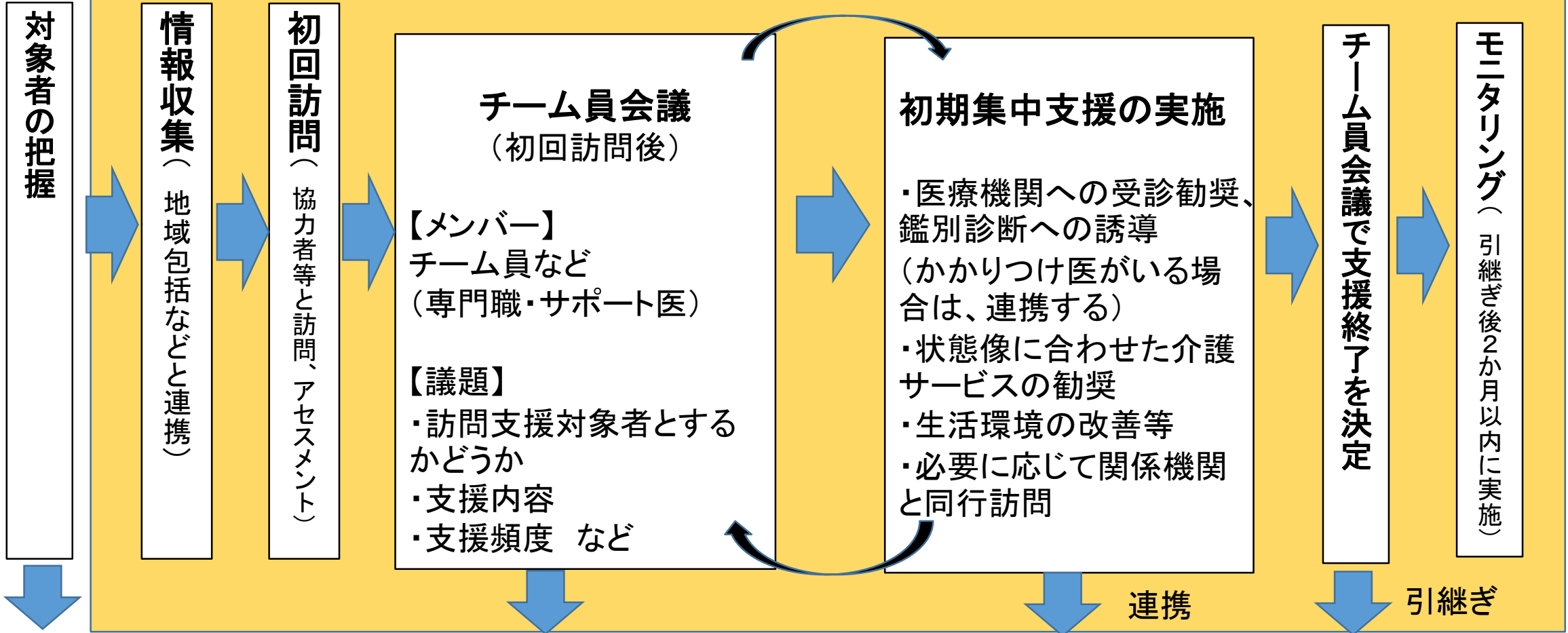
(ウ)適切な介護保険サービスに結びついていない人

(エ)診断されたが介護サービスが中断している人

◆医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人

認知症初期集中支援チームの流れ

認知症初期集中支援チーム



認知症初期集中支援対象外の場合
圏域包括などに引継ぎ、総合相談として対応

関係機関等
地域包括、認知症疾患医療センター、認知症サポート医、かかりつけ医、医療機関、ケアマネ、介護事業者、行政など

令和3年度 つくば市認知症初期集中支援チームの体制

つくば市**北部**認知症初期集中支援チーム(北部3生活圏域担当)

設置場所:とよさと病院認知症疾患医療センター

構成員 :◆認知症サポート医:2名

(認知症疾患医療センター医師1名と開業医1名)

◆チーム員:2名(看護師1名 精神保健福祉士1名)

つくば市**南部**認知症初期集中支援チーム(南部4生活圏域を担当)

設置場所:つくば市地域包括支援課

構成員 :◆サポート医:3名(開業医3名)

◆チーム員:4名(保健師3名 主任会議支援専門員1名)

つくば市の認知症初期集中支援チームは、それぞれのチームにサポート医が複数在籍していることが特徴です。また、委託型の地域包括支援センターの職員も認知症初期集中支援チーム伝達研修を行い、ともにチーム員として活動できる体制を構築しています。

つくば市認知症初期集中支援チーム 令和2年度 活動実績

令和2年度支援したケースの実績

単位:人

	前年度からの 継続		新規		合計	
		終了		終了		終了
北部チーム (とよさと病院)	6	6	10	10	16	16
南部チーム (直営)	4	4	4	2	8	8

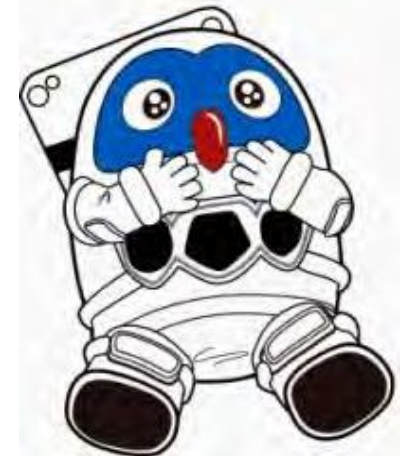
※ケースの詳細は、別紙7、別紙8のケース概要をご覧ください。

対象者の傾向と対応

対象者の条件に基づき、対象者を選定し支援しました。対象者の傾向は以下の通りです。

- ①女性が多い
- ②80歳以上の方が多
- ③家族と同居している方が多
- ④認知症の悪化により対応に苦慮した家族からの相談が多

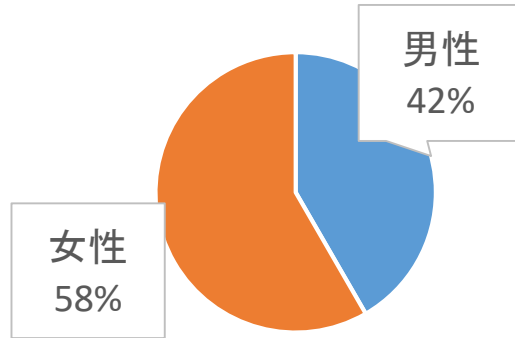
年齢に関係なく、身体に問題なく認知症が悪化し、受診拒否や必要な介護サービスの利用拒否などで、家族から相談を受けることが増えています。本人や家族から認知症初期集中支援チームの介入の同意が得られなかったケースや対象条件に満たなかったケースは、総合相談として対応しました。



支援したケース(24件)の概要 (令和元年度から継続のケースも含む)

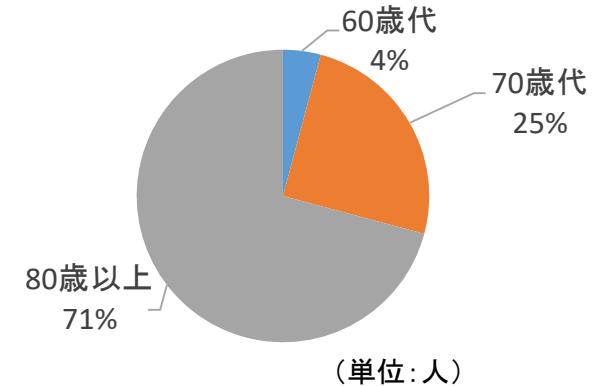
【性別】 単位:人

性別	人数
男性	10
女性	14



【支援開始時の年代】 単位:人

支援開始時の年代	人数
80歳代以上	17
70歳代	6
60歳代	1



【世帯構成】

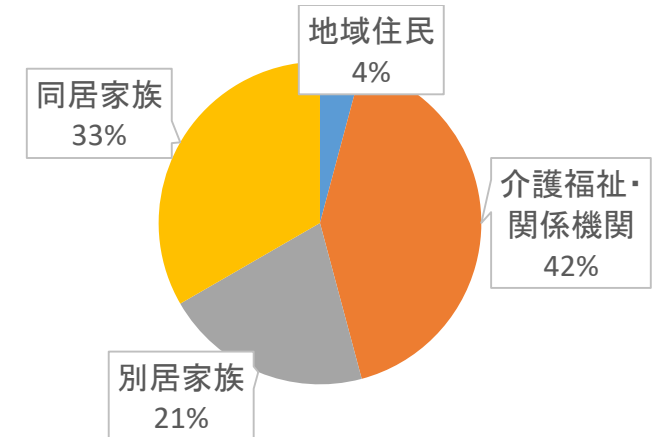
単位:人

世帯構成	人数
独居	9
本人夫婦2人暮らし	6
子どもと同居(配偶者あり)	4
子どもと同居(配偶者なし)	4
その他	1

【相談経】

単位:人

相談経路	人数
同居家族	8
別居家族	5
介護福祉・関係機関	10
地域住民	1

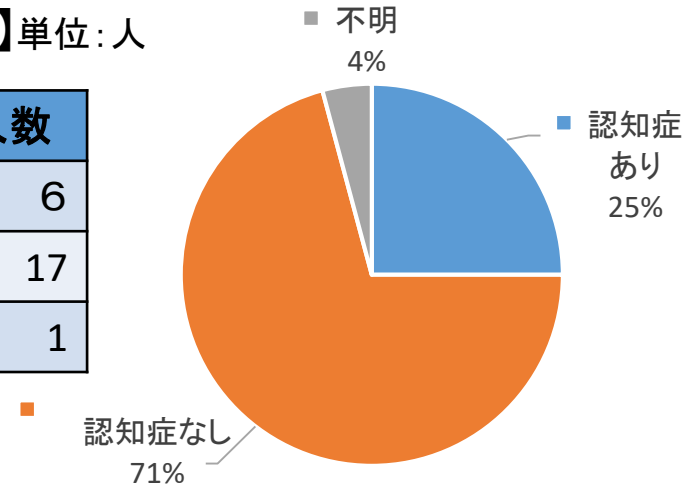


令和2年度 支援ケース(24件)の介入時の状況

(令和元年度から継続のケースも含む)

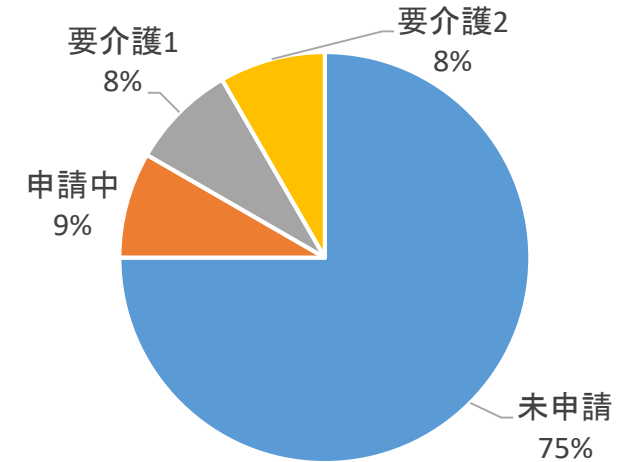
【認知症診断の有無】単位:人

診断の有無	人数
認知症の診断あり	6
認知症の診断なし	17
不明	1



【介護度】 単位:人

介護度	人数
未申請	18
申請中	2
要介護1	2
要介護2	2



【介護サービス利用の有無】単位:人

サービス利用の有無	人数
介護サービス利用あり	1
介護サービス利用なし	23

支援したケースの傾向は、認知症の診断がない方が約75%。介護保険未申請の方が多く、介護度がついていてもサービスが未利用の方が多い。

令和2年度支援ケース(24件)の終了時の状況

(令和元年度から継続のケースも含む)

【認知症の診断】

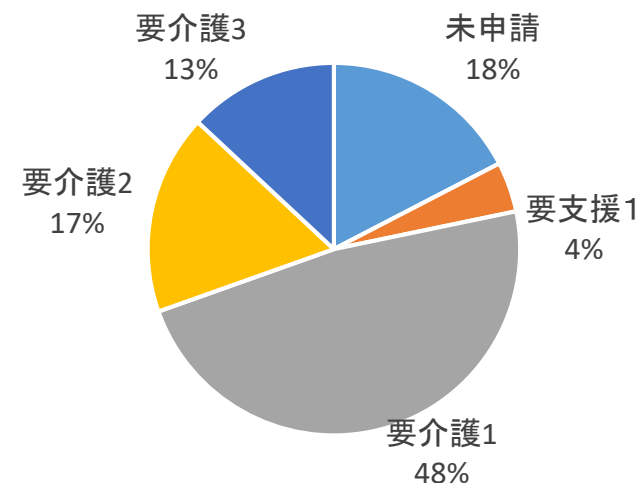
疾患名		人数
認知症の診断	アルツハイマー型認知症	10
	脳血管性認知症	2
	混合型認知症	1
	前頭側頭型認知症	1
	レビー小体型認知症	1
	認知症(鑑別診断なし)	4
その他	妄想性障害	1
	慢性硬膜下血種	1
	診断なし	3

【介護サービス利用の有無】

サービス利用の有無	人数
介護サービス利用あり	12
介護サービス利用なし	12

【介護度】

介護度	人数
未申請	4
要支援1	1
要介護1	11
要介護2	5
要介護3	3



令和2年度 支援の延べ回数

北部チーム

(単位:回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
訪問	6	13	14	4	2	0	4	4	0	0	0	2	49	4.1
電話	15	43	31	24	17	13	13	7	2	0	1	5	171	14.5
来所 面接	0	2	6	3	1	1	1	0	0	0	0	1	15	1.3

南部チーム

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
訪問	0	0	0	2	0	4	2	1	4	10	0	0	23	1.9
電話	6	15	5	0	0	0	0	1	3	3	4	0	45	3.8
来所 面接	0	0	1	0	0	1	0	1	1	3	1	0	8	0.7

※地区担当の地域包括支援センターが単独で支援した回数は含みません。

チーム員会議 開催状況

初回訪問後、訪問支援対象者毎に、観察・評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等を検討するために、専門医も含めて行う会議

北部チーム 開催日時:毎月第2火曜日 午後6時30分から 会場:とよさと病院

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
検討した件数(件)		2		10	6	9		10		5			3	45
出席者数(人)	サポート医	1	中止	2	3	2	中止	2	中止	2	中止	中止	3	15
	チーム員	2		4	2	2		2		2			3	17

南部チーム 開催日時:毎月最終火曜日 午後6時30分から 会場:つくば市役所

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
検討した件数(件)			6	4	5			1		2	3	4		25
出席者数(人)	サポート医	中止	2	3	3	中止	中止	3	中止	2	3	3	中止	19
	チーム員		2	4	3			3		2	2	2		18

つくば市認知症初期集中支援チーム
令和3年度 中間報告

令和3年度 支援ケースの実績

単位:人

	前年度からの 継続		新規		合計	
		終了		終了		終了
北部チーム (とよさと病院)	0	0	4	0	4	0
南部チーム (直営)	2	2	6	2	8	4

令和3年8月31日現在

※ケースの詳細は、資料8 資料9 ケース概要をご覧ください。

令和2年度 支援の延べ回数

(単位:回)

北部チーム

	4月	5月	6月	7月	8月	合計
訪問	0	0	0	13	6	19
電話	0	0	2	6	18	26
来所面接	0	0	0	1	1	2

(単位:回)

南部チーム

	4月	5月	6月	7月	8月	合計
訪問	0	1	7	1	4	13
電話	3	10	1	6	8	28
来所面接	0	0	0	0	0	0

※地区担当の地域包括支援センターが単独で支援した回数は含みません。

令和3年度 チーム員会議 開催状況

北部チーム 開催日時:毎月第2火曜日 午後6時30分から 会場:とよさと病院

		4月	5月	6月	7月	8月	合計
検討した件数(件)						4	4
出席者数(人)	サポート医	中止	中止	中止	中止	2	2
	チーム員					3	3

南部チーム 開催日時:毎月最終月曜日 午後6時30分から 会場:つくば市役所

		4月	5月	6月	7月	8月	合計
検討した件数(件)		4	4	5	3	2	18
出席者数(人)	サポート医	1	3	3	3	2	12
	チーム員	2	3	3	3	3	14

9月は、北部チーム、南部チーム合同チーム員会議を開催

認知症初期集中支援チームのケースにならなかつたが相談対応した件数

認知症初期集中支援チームでは、チーム員会議で対応を検討したケースを件数として計上

	令和2年度	令和3年度 8月末現在
北部チーム(とよさと病院)	5人	7人
南部チーム(直営)	9人	6人

【対象にならなかつた主な理由】

- ・対象者が知的障害や精神障害が疑われ、包括的なかわりが良いと判断されたため。
- ・認知症初期集中支援チームでの支援は終了したが、状況が変わり再度相談があったケースで引き継ぎ先で対応することになったため。
- ・家族への助言のみで、家族が対応することができたため。
- ・家族に認知症初期集中支援チームでの支援を紹介したが、希望されなかつたため(総合相談で支援)。
- ・新型コロナウイルス感染拡大により、訪問を拒否されたため、総合相談で電話による支援を実施したため。
(認知症初期集中支援チームは、訪問を通してアセスメントを深め支援を実施します。)

認知症初期集中支援チームのケース把握を 円滑にするために

地域の認知症に関する課題を明確にし、認知症初期集中支援チームをはじめとする認知症施策を充実したものにするため、令和3年度から**認知症地域支援推進員**を**各地域包括支援センター**に1名ずつ配置しました。

令和3年度の配置数

つくば市地域包括支援課 : 2名

地域包括支援センター（6か所）: 6名 合計8名

認知症地域支援推進員の位置づけ

「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」の2つ目の柱である「認知症の様態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」の中に位置づけられています。

七つの柱

- ① 認知症への理解を深めるための**普及・啓発**の推進
- ② 認知症の様態に応じた**記事・適切な医療・介護等の提供**
- ③ **若年性認知症施策**の強化
- ④ 認知症の人の**介護者への支援**
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者に**やさしい地域づくり**の推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の**研究開発**及びその成果の普及の推進
- ⑦ **認知症の人やその家族の視点**の重視

- (1) 本人主体の医療・介護等の徹底
- (2) 発症予防の推進
- (3) 早期発見・早期対応の体制整備
- (4) 行動・心理症状(BPSD)や身体合併等への適切な対応
- (5) 認知症の生活を支える介護の提供
- (6) 人生の最終段階を支える医療・介護の連携
- (7) **医療・介護等の有機的な連携の推進**

ここに、**認知症地域支援推進員**が位置づけられています

認知症地域支援推進員の配置

市町村ごとに、**地域包括支援センター**、**市町村**、**認知症疾患医療センター**等に配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う。

平成30年までに、市町村ごとに配置するよう定めされていた。



つくば市の対応

平成27年度からつくば市地域包括支援課に配置。

令和2年度に全生活圏域に地域包括支援センターが設置されたことに伴い、令和3年度から各地域包括支援センターに1名ずつ認知症地域支援推進員を配置した。

認知症地域支援推進員の要件

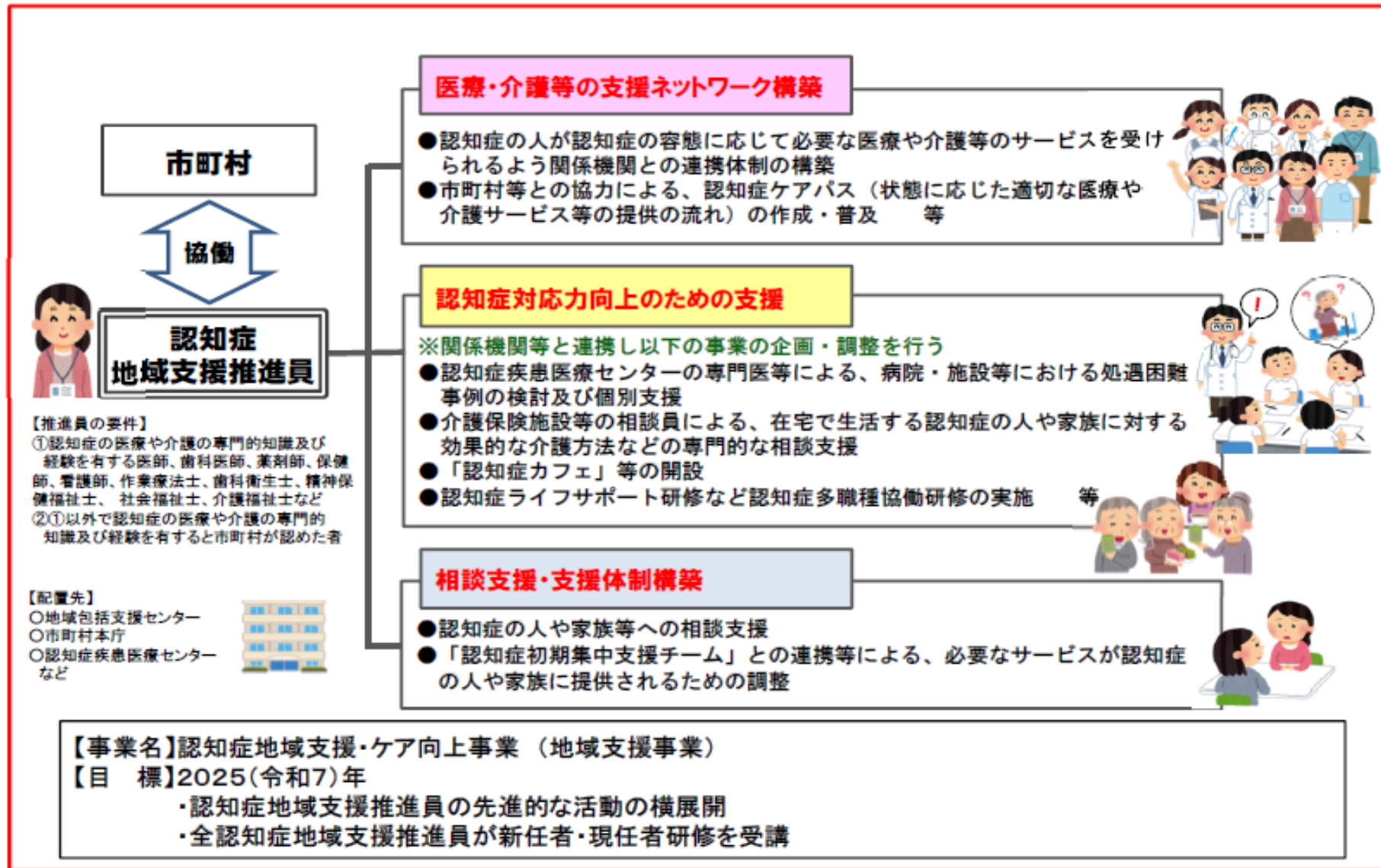
①認知症の医療や介護の専門知識及び経験を有する医師、保健師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士

②①以外で認知症の医療や介護の専門的な知識及び経験を有すると市町村が認めた者

【認知症地域支援推進員研修】

認知症地域支援推進員の活動をより理解するため設けられている研修。
つくば市では認知症地域支援推進員として活動する場合は、必ず新任者研修を受講している。

認知症地域支援推進員の役割～行政と地域をつなぐ～



認知症地域支援推進員の今後の活動

認知症地域支援推進員打合せ(毎月1回)

- ①地域課題の共有
- ②取り組む活動の検討と実施
- ③認知症に関する相談支援の充実



認知症初期集中支援チームで支援するケースを抽出する

【自己評価の指標】

- A 評価指標や仕様書で定められた業務ができている
- B 評価指標や仕様書で定められた業務の一部にできていない事項がある
- C 評価指標や仕様書で定められた業務ができていない

項目	評価基準	自己評価	実施内容
職員の適正配置	<p>職員の配置基準である専門職を3名以上（専門医1名以上を含む）配置している。</p> <p>※専門医は認知症サポート医でもよい。</p>	A	<p>以下のように職員を配置し、設置基準を満たしている。</p> <p>①つくば市北部認知症初期集中支援チーム 認知症サポート医2名、専門職2名（看護師1名、精神保健福祉士1名）</p> <p>②つくば市南部認知症初期集中支援チーム 認知症サポート医3名、専門職4名（保健師3名、主任介護支援専門員1名）</p>
研修の受講	<p>専門職チーム員は、国が定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講している。</p> <p>※やむを得ない場合には、同研修を受講したチーム員が同研修を受講していないチーム員に受講内容を共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。（チーム員伝達研修）</p>	A	<p>上記の専門職は、国が定める「認知症初期集中支援チーム員研修」または同研修を受講したチーム員から受講内容を共有する「チーム員伝達研修」を受講している。また、委託型の地域包括支援センター職員には、チーム員伝達研修を実施し、チーム員として活動できる体制を構築している。</p>
訪問支援対象者	<p>40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する人</p> <p>◆医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人</p> <p>（ア）認知症疾患の臨床診断を受けていない人</p> <p>（イ）継続的な医療サービスを受けていない人</p> <p>（ウ）適切な介護保険サービスに結びついていない人</p> <p>（エ）診断されたが介護サービスが中断している人</p> <p>◆医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人</p>	A	<p>令和2年度、令和3年度の訪問支援対象者は、評価基準を満たす対象者を選定し支援している。</p> <p>【令和2年度支援件数】合計24件</p> <p>北部チーム（とよさと病院）：16件（前年度から継続6件、新規10件）</p> <p>南部チーム（直営）：8件（前年度から継続4件、新規4件）</p> <p>◆医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人</p> <p>（ア）18人 （イ）0人 （ウ）6人 （エ）0人</p> <p>◆医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人</p> <p>0人</p> <p>【令和3年度支援件数 令和3年8月31日現在】合計10件</p> <p>北部チーム（とよさと病院）：新規4件</p> <p>南部チーム（直営）：新規6件</p> <p>◆医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人</p> <p>（ア）7人 （イ）0人 （ウ）2人 （エ）1人</p> <p>◆医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人</p> <p>0人</p>

項目	評価基準	評価	実施内容
普及啓発	地域住民や関係機関・団体に対し、チームの役割や機能について広報活動や協力依頼を行っている。	B	広報つくばでの区会回覧での地域住民への周知、民生委員やケアマネ等に事業説明を実施しているが、チームの役割や活動について十分に周知できていない。繰り返しの普及啓発活動が必要である
訪問支援対象者の把握	本人や家族からの相談を待つ受動的な把握のみならず、市町村独自の把握事業等から選定する能動的な把握により対象者を把握している。	B	令和2年度の対象者は、家族や地域住民、関係機関からの相談をもとに支援を実施している。より早期に対象者を把握し支援につなげるために、今後、能動的な把握が必要であるが、仕組みが構築できていないため。
初回訪問	初回訪問は、原則としてチーム員の医療系職員1名、介護系職員1名の計2名以上で実施している。	A	評価基準に従い、可能な限りチーム員の医療系職員1名と介護系職員1名の計2名以上で訪問している。
チーム員会議	①チーム員会議でアセスメント内容のチェックを行い、認知症初期集中支援が必要かどうかを判断している。 ②チーム員会議において支援方針を決定している。 ③チーム員会議を開催した場合には、チーム員会議録を作成している。	A	チーム員会議では、訪問等を通じて得た情報をもとにアセスメントを実施し、認知症初期集中支援チームの対象者であるかの確認と支援方針の決定を実施している。支援中に支援方針の変更が必要になった場合もチーム員会議で支援方針の修正を行っている。実施後はチーム員会議録を作成している。
支援の終了	①チーム員会議において、支援終了の方針を決定している。 ②支援終了の方針を決定した場合、何らかの支援やサービスの導入が円滑に進むよう引き継ぎを行っている。	A	支援結果をもとに、チーム員会議において支援終了の方針を決定し、ケースに適した引き継ぎ先に引き継ぎをしている。サービスが導入されなかったケースは、地域包括支援センターで継続して見守りや支援をしている。
モニタリング	①チーム員会議で設定した期間、内容に沿ってモニタリングを実施している。 ②モニタリングについてチーム員会議で報告し、安定した状況が維持・継続できていることを確認している。	A	①支援終了後おおむね2か月後にモニタリングを実施している。 ②モニタリング後、チーム員会議で経過の報告を実施している。さらなる支援が必要な場合は、引き継ぎ先と情報を共有し、必要な支援につながるよう働きかけている。
専門医 (認知症サポート医を含む)	専門医（認知症サポート医含む）は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導、助言等を行っている。	A	つくば市では、北部チーム、南部チームそれぞれに複数の認知症サポート医が配置されており、様々な視点からご助言をいただき、支援方針等に反映している。

会 議 録

会議の名称		令和3年度第2回認知症初期集中支援チーム検討委員会		
開催日時		令和4年（2022年）2月21日 開会 18:30 閉会 19:30		
開催場所		つくば市役所 防災会議室2		
事務局（担当課）		福祉部地域包括支援課		
出席者	委員	飯岡幸夫委員、馬上雅也委員、山倉敏之委員、 江湖山さおり委員、飯島由美子委員、村野紡子委員、 岩本美香委員、山田直人委員、小又京子委員		
	その他			
	事務局	地域包括支援課 会田課長 飯島課長補佐 風見保健師長 坂本保健係長 久保 岡本		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1項第1号の個人情報を含むため		
議題		1 令和3年度（2021年度）つくば市認知症初期集中支援チーム経過報告について 2 つくば市認知症初期集中支援チーム担当圏域の見直しについて 3 つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会開催要項 改正について		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 報告事項 4 質疑応答 5 その他			

< 審議内容 >

- 1 令和3年度の活動実績の経過報告をした。
- 2 認知症初期集中支援チームは2チーム体制で活動しており、活動実績等を考慮し担当圏域を見直した。令和4年度からは、北部チームが筑波圏域、大穂圏域、豊里圏域、谷田部西圏域を担当し、南部チームは桜圏域、谷田部東圏域、荃崎圏域を担当する。
- 3 つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会開催要項の一部改正について了承を得た。